

平成14年第4回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成14年9月6日(金曜日)

議事日程 第1号

平成14年9月6日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 選 第 5号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 8 報告第10号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 9 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて  
(藤岡市税条例等の一部改正)
- 第10 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 第13 議案第45号 藤岡市税条例等の一部改正について
- 第14 議案第46号 藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の制定  
について
- 第15 議案第47号 藤岡市交通指導員設置条例の一部改正について
- 第16 議案第48号 工事委託契約の締結について
- 第17 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第50号 土地の取得について
- 第19 議案第51号 土地の取得について
- 第20 議案第52号 市道路線の認定について
- 第21 議案第53号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第54号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第55号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第2号)

- 第24 議案第56号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第25 議案第57号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第58号 平成13年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成13年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成13年度藤岡市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井利明君
教育長	岡田要君
総務部長	高橋寛君
健康福祉部長	宇留間修次君
都市建設部長	須川良一君
教育部長	斎藤稔一君
監査委員	小林勇君

収入役

	堀越孝夫君
職務代理者	
企画部長	中易昌司君
市民環境部長	塚越正夫君
経済部長	荻野廣男君
上下水道部長	堀口寿君
監査委員	
	木村弘君
事務局長	

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之
課長補佐兼	
	宮澤正浩
議事係長	

参事兼議事課長 田島均

## 開会のあいさつ

議長（塩原吉三君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕めっきり涼しさを感じさせる季節となりました。本日、平成14年第4回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、選挙1件、報告4件、諮問1件、議案24件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

なお、残暑厳しい折、軽装で議会に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 感謝状の伝達

議長（塩原吉三君） ここで感謝状の伝達をさせていただきます。

去る7月8日、群馬県市議会議長会臨時総会において感謝状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 名前をお呼びしますので、前の方へお進みいただきたいと思います。

木村喜徳議員。

議長（塩原吉三君）

## 感謝状

木村 喜徳殿

あなたは群馬県市議会議長会会員として  
その重責を果たされ本会の使命達成に  
尽くされました功績はまことに顕著であり  
ます

よってここに深く感謝の意を表します

平成14年7月8日

群馬県市議会議長会会長

高崎市議会議長 深堀 忠雄

議長（塩原吉三君） 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

## 開 会 及 び 開 議

午前10時3分開議

議 長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。  
ただいまから平成14年第4回藤岡市議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

### 第1 会期の決定

議 長（塩原吉三君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間といたし  
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの19日  
間と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議 長（塩原吉三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規  
則第81条の規定により、議長において7番金子勝治君、8番佐藤淳君、9番茂木光雄君  
を指名いたします。

### 第3 市長発言

議 長（塩原吉三君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。  
（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 本日、平成14年第4回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議  
員各位におかれましては大変ご多忙中のところご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。  
現在の長期に及ぶ景気低迷により、国における来年度予算の概算要求基準は財政健全化  
と経済活性化の両立を目指し、本年度に引き続き公共投資の削減と年金や社会保障関係費  
などの見直しを行う一方、歳出削減による景気への影響を補うため、1兆円を超える先行  
減税が検討されております。医療費の自己負担の増加や公務員給与の人事院勧告がマイナ  
ス勧告となるなど、個人消費の低迷が予測され、景気の先行き不透明感が強まってお  
ります。地方におきましても税収の大幅な落ち込みや地方交付税等の主要財源の減少に伴  
う歳入減が見込まれ、今後も大変厳しい財政運営が要求され、難しい対応が迫られてお  
ります。そうした中で、少ない財源を有効に生かすとともに効率的な行政運営を行い、生活基盤の

整備をはじめとし、少子化、高齢社会への対応や情報通信の高度化、さらには環境問題といった諸問題に対応しなければならないと考えております。今後とも市民が明るく元気に暮らしていける藤岡市の建設のために議員各位の格別なるご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本議会にご提案申し上げましたものは、平成13年度一般会計決算をはじめ、平成14年度各事業の補正予算等いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 第4 議会運営委員会経過報告

議長（塩原吉三君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇）

議会運営委員会委員長（青木 寛君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により9月4日委員会を開催し、本日招集となりました平成14年第4回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙をはじめ、報告4件、諮問1件、議案24件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、選第5号群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙、日程第7、報告第9号と日程第8、報告第10号については単独上程、報告のみとし、日程第9、報告第11号から日程第11、諮問第1号までの3件、日程第13、議案第45号及び日程第15、議案第47号から日程第25、議案第57号までの11件、計15件につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第12、議案第44号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第14、議案第46号については質疑の後、総務常任委員会に付託、日程第26、議案第58号から議案第67号までの平成13年度決算認定10議案については一括上程、提案理由の説明、監査委員の監査報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、9月18日、議事日程（第2号）一般質問は9人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期については、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から24日までの19日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、議案の付託まで行い、9月7日から17日までを休会とし、この間において総務常任委員会と決算特別委員会を開催し、付託議案の審査を願います。9月18日と9月19日は本会議を開き一般質問を行い、9月20日から9月23日までは休会、9月24日に本会議を開いて決算特別委員会委員長報告及び付託議案に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして今期定例会を閉会することに決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。9月9日、総務常任委員会を午前10時から第2委員会室で、9月12日と9月13日は、決算特別委員会を午前10時から第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（塩原吉三君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第5 諸報告

議長（塩原吉三君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成13年度5月分及び平成14年度5月、6月、7月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、選挙1件、報告4件、諮問1件、議案24件でございます。

次に、任期満了に伴い、議長宛に推薦依頼のありました富岡万場線整備促進期成同盟会委員に片山喜博議員、金子勝治議員、佐藤淳議員、笠原史嗣議員、斉藤千枝子議員、青柳正敏議員、青木寛議員、山田一友議員、塩原吉三議員、久保信夫議員、藤岡市勤労青少年ホーム運営委員会委員及び藤岡勤労者体育センター運営委員会委員に佐藤淳議員、笠原史嗣議員、同和教育推進委員に青柳正敏議員、塩原吉三議員、奨学資金運営委員会委員に金井壽議員、斉藤千枝子議員、以上推薦報告とさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### 第6 選第5号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙

議長(塩原吉三君) 日程第6、選第5号群馬県六市自転車競走組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

群馬県六市自転車競走組合議会議員に塩原吉三、大戸敏子君、吉田達哉君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が群馬県六市自転車競走組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

#### 第7 報告第9号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(塩原吉三君) 日程第7、報告第9号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 齋藤稔一君登壇)

教育部長(齋藤稔一君) 報告第9号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において指定された事項として専決処分したることについて、第180条第2項の規定に基づき、ご報告するものであります。

内容につきましては、平成14年5月17日午後4時38分、教育委員会学校教育課職



員の運転する車が、市内上日野、藤岡市自然の家で開催されている不登校生徒を対象にした事業に参加すべく、県道会場鬼石線前沢橋を通過中、橋上で接触事故を起こして両車両とも破損したものであります。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分をしたものでございます。この損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の災害共済金により充当される見込みでありますので、あわせて報告をいたします。

平素より安全運転の励行を指導しているところでありますが、なお一層の交通安全に努めるよう注意を喚起したいと考えております。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第9号について報告を終わります。

#### 第8 報告第10号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（塩原吉三君） 日程第8、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第10号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において規定された事項として専決処分したことについて、第180条第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

内容につきましては、平成14年7月23日午前9時ごろ、ゴミ対策課ゴミ処理係の職員が、藤岡市本動堂65番地2付近市道において収集業務のため塵芥車をバックさせたところ、停車中の相手車両に衝突し破損したものであります。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分をしたものでございます。なお、この損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の災害共済金により全額充当する予定でありますので、あわせてご報告いたします。

平素より安全運転の励行を指導しているところでありますが、なお一層、交通安全に努めるよう注意を喚起したいと考えております。

以上、専決処分のご報告とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 1 3 番（木村喜徳君） 今回の報告2件だけで2つの事故がありますけれども、安全運転をするよう指導していると言っていますけれども、具体的にどのような指導の仕方をしているのか、お願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、ここに2件の事故報告があったわけですが、中には不可抗力のものもあるわけですが、収集職員につきましては、日常、収集業務のためにほとんど車の運転をしているわけでありまして、そういう中でどういうふう安全運転をしているかということでございますけれども、職員同士の話し合い、あるいは危険場所、こういうところを注意するように、あるいは全体の中で、どういうふうにすることが安全かという話し合い等もおこなっているわけですが、また、収集が早く終わった後には自動車の整備等も行っているということの中で注意をしているわけですが、いずれにしても毎日、運転をするという業務でございます。そういう中で不可抗力的なものもあるわけですが、今後、十分に運転管理につきましては職員指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

- 1 3 番（木村喜徳君） 具体的にお願いしますと言ったのですが、何かよく答弁がわからないのです。要するに、もっと具体的に答弁をしてください。

もう一点、役所は台数が非常に多いと思うのです。それと交通安全管理士が何かの設定というのでしょうか、それが必要かと思われるのですが、その辺についても答弁をお願いします。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） 具体的にということですが、朝、車を動かすときに朝礼等で指導している。車につきましては、現在、16台ございまして、市の所有もありますし、リース車もありますが、現在、清掃センターで保有している台数は16台でございます。また、安全管理者ということで、市の全体の中で私が副管理者ということで研修等を受け

ております。具体的にということですが、先ほどお話ししましたように、朝礼等の中で安全管理を確認しているということですが、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君）他に質疑はありませんか。

山田一友君。

18番（山田一友君）報告第10号でございますけれども、収集業務のための塵芥車を運転するに当たり、これには常時何名が乗っているわけでございますか。

議長（塩原吉三君）市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君）お答えいたします。

収集職員は、現在、12名おります。そういう中で、ごみを集める塵芥収集車が3台ありまして、2名乗車で行っております。それと、もう一つは資源車といいまして、市民の皆さんにご協力をいただいておりますのでけれども、資源回収に3台回しております、2名乗車ですから6名、合わせまして12名ということですが、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君）山田一友君。

18番（山田一友君）塵芥車をバックさせるときに、助手についております人が一応降りて、後ろの確認ということはないのだろうかということなのですが、その指導をどういうふうにしていますか。

議長（塩原吉三君）市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君）お答えいたします。

今回の件につきましては、お話ししましたように、12名ということで各車2名乗車ということですが、なかなか収集の職員の中には、問題があるという職員もおられるわけでありまして、そういう中で、たまたまその日は夏期休暇等もありまして1名乗車だった。そして、ここでもお話ししましたが、どういう状況かといいますと、狭い路地で収集をしておったところに車が来たので、収集作業を一時やめて、その車を出して、また元の場所に帰ろうとしたときに次の車が停車していたという状況でございます。普段は2名乗車を心がけておるわけですが、どうしても2名乗車ということができない状況もありまして、今回、こういう事故を招いたということですが、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君）お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
以上で報告第10号について報告を終わります。

第9 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて  
(藤岡市税条例等の一部改正)

議長(塩原吉三君) 日程第9、報告第11号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例等の一部改正)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第11号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市税条例等の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、従前どおり単体法人を納税単位とするため地方税法の一部が改正され、7月3日に公布されました。この施行日が8月1日であることから、藤岡市税条例等の一部を改正し、専決処分したものであります。

以上、簡単であります。専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第11号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市税条例等の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、報告第11号は原案のとおり承認されました。

#### 第10 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて

（平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）

議長（塩原吉三君） 日程第10、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第12号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、前年度の精算で支払基金から受領した老人医療給付金の概算交付額が実績を超過し、この精算金を8月12日までに返還するため、地方自治法第179条第1項の規定により、8月1日付で専決処分をさせていただきます。

今回の補正は、第1条に示してございますとおり歳入歳出それぞれ1億7,325万9,000円を追加し、総額を49億5,234万4,000円とするものであります。次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第3款の諸支出金、第1項償還金で、前年度老人保健医療費交付金の超過分を社会保険診療報酬支払基金等に返還するために4,765万7,000円、第2項繰出金では一般会計繰出金で1億2,560万2,000円をそれぞれ追加するものであります。続きまして、今回の補正財源となります歳入のご説明を申し上げます。第5款の繰越金で1億7,325万9,000円を追加するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

#### 第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議 長（塩原吉三君） 日程第11、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、黒澤一章氏が平成15年1月31日をもって任期満了になるため、再任願いたく議会の意見を求めるものであります。

黒澤氏は昭和13年生まれの63歳で、藤岡市下日野に居住されております。主な経歴を申し上げますと、昭和36年に駒沢大学を卒業後、日野郵便局に着任され、昭和43年7月から、同局を退職された平成13年3月まで日野郵便局長として、郵政事業の発展、向上と地域経済の振興に貢献されてまいりました。この間、日野中央小学校・藤岡南中学校PTA会長を歴任されるなど、地域教育にも尽くされております。

また、平成8年12月より人権擁護委員としてご活躍中であり、人格・識見ともに高く、地域の信望も厚く、社会の実情にも通じており、人権擁護委員として適任であると思われ  
ます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略  
することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は異議ない旨、回答することに  
決定いたしました。

#### 第12 議案第44号 教育委員会委員の任命について

議 長（塩原吉三君） 日程第12、議案第44号教育委員会委員の任命についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第44号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により教育委員の任期は4年と定められており、9月30日をもって折茂甫氏が任期満了となります。その後任として新井初江さんを任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

新井さんは、藤岡市上日野に居住されており、昭和18年生まれの59歳であります。主な経歴を申し上げますと、沼田女子高校を卒業後、玉川大学文学部教育学科を通信教育で学ばれ、幼稚園教諭免許を取得し沼田幼稚園に勤務され、退職後主婦業の傍ら、ご主人が営まれている林業の手伝いなど家業に従事し、現在に至っております。この間、南中学校のPTA副会長をされ、現在、日野地区更生保護婦人会員として地域の福祉向上にご尽力され、地域の信望も厚く、人格・識見高く、教育委員として適任者であると思います。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第44号教育委員会委員の任命について同意を求めるの



件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第44号教育委員会委員の任命について同意を求めるとの件は、これに同意することに決しました。

### 第13 議案第45号 藤岡市税条例等の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第13、議案第45号藤岡市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第45号藤岡市税条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

最近における社会経済情勢に対応して早急を実施すべき措置として、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため地方税法等の一部が改正され、平成14年3月31日に公布されたことに伴い、藤岡市税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の制定に伴い、組合に法人格が付与されるため、均等割の税率における法人等の区分の規定の整備、また、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例等が創設されたことに伴い、課税所得・税率・申告の方法及び譲渡損失の繰越控除等について規定の整備をしたものであります。施行期日につきましては、第31条第2項の表の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日から、他の改正規定は平成15年1月1日から施行するというものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号藤岡市税条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 第14 議案第46号 藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理 に関する条例の制定について

議長(塩原吉三君) 日程第14、議案第46号藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 議案第46号藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、藤岡市ボランティアネットワークセンター設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、その設置及び管理に関する事項を規定するものでございます。制定の背景といたしましては、市民が自らの問題として支え合いや触れ合いという相互扶助的な気持ちを持ちまして行動することにより、活力のあふれた豊かな市民社会を実現するため、市民の自主的、自発的なボランティア・NPO活動の推進が不可欠と考えまして、どのようなことから取り組めばよいかということで、昨年7月、市民1,000人を対象にアンケート調査を実施し、その結果をもとに「藤岡市ボランティア・NPO活動推進基本方針検討委員会」を設置いたしまして、ボランティア・NPO活動推進のために基本方針を作成したわけでありまして、

この基本方針の中で、ボランティア・NPOに関する情報交換や活動のための交流の場が必要との提言をいただいたわけでありまして、この提言を受けまして本年3月に開設準備委員会を設置し、名称・運営方法等について協議をいただきますとともに、中央公園南側

に旧NTT藤岡営業所の一部を借り受けまして、藤岡市ボランティアネットワークセンターとして本年10月1日の開設に向け準備を進めているところでございます。

条例の施行日につきましては、センターのオープンと合わせまして、10月1日からお願いをするものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 第15 議案第47号 藤岡市交通指導員設置条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第15、議案第47号藤岡市交通指導員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第47号藤岡市交通指導員設置条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

この改正は、藤岡市交通指導員の任命枠を拡大いたしたいたための改正でございます。一向に減少しない交通事故から市民の関与する交通事故を1件でも少なくするために、現在、定数50名を確保いたしたく努力しているところでありますが、現職の交通指導員は40名でございます。そのうちの19名につきましては10年以上という長い間、ご苦勞をいただいております。その方々も家業に専念したく後任者を探しましても、なかなか見つからないのが現実で、引き続きご協力をお願いいたしております。したがって、当市に職場のある方々にもご協力をいただけますように、一部改正をお願いするものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第47号藤岡市交通指導員設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### 第16 議案第48号 工事委託契約の締結について

議長（塩原吉三君） 日程第16、議案第48号工事委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第48号工事委託契約の締結について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、国土交通省受託事務処理規程第2条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局と工事委託契約を締結するものであります。

新立石樋管の規模につきましては、流出量毎秒22.532トンで、集水区域面積394ヘクタールであります。工事の内容につきましては、排水樋管延長30.3メートル、(断面2.5メートル×2.5メートルの2連)及び堤外水路(ボックスカルバート断面2.5メートル×2.5メートルの2連)延長195メートルでございます。

本議会にかかわる工事委託の仮契約につきましては、国土交通省では仮契約という方法をとっておりませんので、本議会で承認され次第、契約を締結する予定でございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

新井雅博君。

16番(新井雅博君) 議案第48号について質問をさせていただきます。

契約内容についてはありません。特にこの烏川スポーツ広場については、現在、サッカー、あるいは野球、さまざまな関係で教育施設として充実をして利用度が高いわけにありますので、ぜひこの工期と工事によってどの程度、そういったスポーツが一時期影響を受けるのか、その点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長(塩原吉三君) 上下水道部長。

(上下水道部長 堀口 寿君登壇)

上下水道部長(堀口 寿君) お答え申し上げます。

工期につきましては、契約の日から平成16年3月25日まででございます。工事につきましては、2年間ということでございます。湯水期に施工するというので2年ということでございます。規模でございますが、今、ご説明申し上げましたように、ボックスカルバートということで布設をいたします。当初におきましては、開削ということで195メートルを3面の練り石張りということで計画をしておりました。ボックスカルバートということで、その上は約50センチの土囲いがありますので、芝を張っても大丈夫ということでございます。

工事の内容につきましては、国土交通省に全部一任しますので、恐らく冬場に工事を施工するというのでございます。その工事につきましても、極力、情報を取りながら事業を進めていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(塩原吉三君) 新井雅博君。

16番(新井雅博君) 専門家ではないのですが、ボックスカルバートで完成後は芝が張れるということなので、想像するに現況復帰がされて現在のように使用ができると理解がで

きるわけでありませけれども、今、私が質問させていただいたのは湯水期での2カ年の事業の中で、当然、使用不能な期間というのがあるわけです。子供のサッカー・野球というのは当然年中計画というものを立てているわけでありませるので、そういった団体、あるいは教育機関に対して早目な周知をしてあげないと、いろいろな事業計画にも支障を来すと思います。ぜひ国土交通省の方と早急に工事計画・日程を詰めていただいて、今度は逆に行政とすれば、そういった団体・教育施設に使用不能期間といったものの周知を図っていただきたいと思います。その点について、再度答弁をいただいて、私の方は質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答え申し上げます。

議員がおっしゃるように、そのように国土交通省と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 同じく議案第48号ですけれども、今のお話の内容ですと、業務関係一切を国土交通省の方に委託というふうにございます。委託金額をこのように2億6,000万円というふうに定めた根拠、そして、業者に委託とありますけれども、国土交通省がする契約の随契といったものについて、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答え申し上げます。

2億6,000万円の内容でございますが、工事費あるいは事務費ということでございます。工事費が2億4,296万6,170円、事務費が1,703万3,830円でございます。工事の内容につきましては、工事費あるいは営繕費、事務費につきましては建設機械の使用料、あるいは直接の人件費、旅費、あるいは間接費、あるいは消費税というものが含まれております。

それと随契の内容でございますが、設計あるいは工事につきましては洪水時の災害という部分がありますので、直轄管理につきましては国土交通省が全部をするということでございます。これは平成11年12月、河川局長会議の方で決定されたようございます。そういうことで、国土交通省の方で、この金額で工事を一括発注をしていくという内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） そうしますと、今の直轄管理という中で2億6,000万円全額が市のお金で、この事業をやると思われますけれども、これに対する補助とか、そういった面はないのか、まず1点お聞きします。

その際に、直轄管理という中で、例えば烏川が直轄管理だ、ほかに直轄管理をされている、今回、日野の大平橋を見直すという計画もあるようですけれども、あそこもし直轄管理だとすれば、当然そういう形になるわけです。その辺で、ほかの市もそうでしょうけれども、直轄管理の場合、工事の金額は全部出す、すべて出した上で何の口出しもできないという言い方はおかしいのですけれども、注文もなければ、そういったことに対して何ら意見を挟む余地がないものなのではないでしょうか。といいますのは、2億6,000万円のうちの工事費が2億4,000万円というふうに聞いておりますけれども、本市においても公共事業関係では大変な苦勞をしておられる業者の方もたくさんいらっしゃいます。そうした中で、本市のお金を使うのであれば、当然、地元業者の優先的な工事に対するものもあってしかるべきではないかと思われまますけれども、その辺についていかがなお考えがあるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） 自席から、お答えをさせていただきます。

補助につきましては、公共下水道でございますので、2分の1の補助がございます。そのあとは起債等でございます。

次に、河川の直轄管理についてでございますけれども、烏川の直轄管理につきましては、あそこに中村堰がございますが、中村堰から下流でございます。神流川におきましては、埼玉北部用水がございますが、その取水口から下流でございます。烏川におきましては、元の高崎工事事務所のところで碓氷川と烏川が合流しますが、あれから下流が直轄管理になっております。そういうことで河川につきましては、今、申し上げたように、洪水が懸念されるということで全部直轄ということでございます。鮎川は、直轄管理ではございません。

地元の意見ということでございますけれども、地元の業者が高崎工事事務所の方へ営業努力ということでお願いをするということでございます。

業者の指名については、前に申し上げましたように、高崎工事事務所が発注して施工するというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第48号工事委託契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### 第17 議案第49号 工事請負契約の締結について

議長(塩原吉三君) 日程第17、議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 議案第49号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

藤岡市埋蔵文化財収蔵庫は、毛野国白石丘陵公園の中核施設として位置づけております。仮称郷土博物館の収蔵部門として文化庁の埋蔵文化財センター補助金を受けて、平成14年・平成15年の2カ年にわたり建設するものであります。建物は、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りの平屋建て、屋根は瓦葺きの寄せ棟づくり、延べ床面積1,606.3平方メートルでございます。本議会にかかわる工事は、去る8月22日に入札を行ったところ2億5,100万円で株式会社塚本工務店が落札いたしました。なお、仮契約につきましては、落札価格に基づき8月23日に締結をしております。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。



議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 議案第49号工事請負契約の締結について、お伺いいたします。

市長は市長選の公約で、市長派だ、反市長派だという意識をなくして、いろいろな問題に取り組んでいきたい、また、行政においては公平公正を唱えておるわけでございます。さて、収蔵庫新築建築についてですが、私は建築については大変結構なことだと思います。既に郷土資料館には数々の展示品が置かれておりますが、昭和52年から平成14年度までの土地の買い上げ料だけでもトータルで1億一千三百万何がしになると聞いております。大変な金額でございます。そこで、収蔵庫の新築はまさに的を射た話でございます。

しかし、公平公正を唱えている市長方針とは違ったように見受けられる点が幾つかございます。その辺についてお伺いいたします。1点目として、建築工事の市内業者のAクラス・Bクラスはどこどこなのか、また、総合評点は何点になっているのか、それと平均完工高は幾らなのか、それと機械設備工事に関する官公需についても同様のことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、新築建築工事と機械設備工事には、何という会社が今回、指名業者として入ったのか、それと、指名業者に入った業者の総合評点と平均完工高を教えてください。また、今回の収蔵庫の新築工事・設備工事の選定理由についても、あわせてお伺いいたします。

以上です。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 針谷議員のご質問にお答えいたします。

新築工事、それから機械設備工事における各社の総合評点・完工高といったことでございますけれども、完工高につきましては、私の手元に資料がございませんので、後刻報告をさせていただきます。

まず最初に、指名でございますけれども、指名競争入札につきましては、入札者を指名いたしまして特定多数の社を競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結するという大原則がございます。選定に当たりますとは、工事成績・技術者の状況・技術的な適性・当該工事に関する手持ち工事等の状況・経営状況等を留意いたしまして、優秀で確実な工事請負業者を選ぶものであります。有資格者名簿に登載された中から、工事種別区分により当該工事の設計金額に応じて対応する等級に属する有資格者の中から選定をいたしております。

本件の選定につきましては、8月8日9時に藤岡市工事等請負業者選定委員会を開催いたしまして、指名業者を選定案を選定いたしましたわけでございます。その後におきまして、指名業者の決定伺いを市長に提出し決裁を受けております。新築工事の指名業者選定に当たりますには、工事規模が大きいことから施工能力の高い業者を選定するために経営事項審査の建築の総評点が750点以上、これは指名後におきまして公開しておりますので閲覧していただければと思います。750点以上に限定をいたしまして、市内A及びBランクのもの、市外のAランクの中で過去に同規模・同工事程度の実績を考慮して選定したものであります。また、選定に当たりますには、指名の平準化も考慮し、質の高い工事を確保するために総合的に判断した8社を選定したものであります。

なお、業者のランクにつきましては、経営事項審査に基づき業種ごとの評点によって定められるものであります。

それから、業者の点数というお尋ねがあったように思いますけれども、BクラスからAクラスでよろしいでしょうか。全部ですか。業者名でよろしいわけですね。

(「休憩」の声あり)

議長(塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時34分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) 総務部長。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 大変貴重な時間を拝借いたしまして申しわけございませんでした。

建築工事の市内業者Aランク・Bランクでございますけれども、Aランクから申し上げます。塚本工務店1,027点、塚本建設、同じくAでございます、959点、次からはBランクになります。多野建設832点、株式会社豊田工務店832点、田畑建設株式会社811点、関口廣建設809点、多野産業(株)794点、塚越土建(株)766点で

あります。市外業者につきましては、井上工業（株） Aランクで1,107点、小野里工業（株） 同じくAランクで1,055点、池下工業（株） 同じくAで1,036点、岩井建設（株） Aランクで954点であります。

続きまして、管工事の関係でございますけれども、市内業者から申し上げます。Aランク2社につきましては、根本設備829点、藤水工業802点、次からはBランクになります。田畑建設795点、染谷工業729点、矢島ガス水道工業713点、宇佐見商会709点、塚本建設705点、青木工業所704点、大橋設備674点、町田水道設備656点、堀越工業所652点、以上であります。

指名業者について申し上げます。三洋関東設備機器、Aランク1,005点、金井工業（株）、A979点、中西工業（株） A975点、星野管工、A910点、高崎施設工業、A882点、水道機工（株） A937点、（株）第1テクノ920点、Aです、（株）タクマ、A898点、以上を指名しております。

それから、先ほど完工高については、後刻というふうに答弁をいたしましたけれども、完工高は非公開ということで訂正をさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 2回目の質問をいたします。

くどいようですけれども、市長は、公平公正を唱えて、行政でも透明性のある運営をしていきたいと言われております。この入札問題には、どうも市長の考えが、方針が、生かされているとは思えないのです。新築建築工事でありますけれども、先ほど部長からの回答におきまして、いろいろ伺ったわけでございます。

市長でちょっとお伺いしたいのですが、新築建設工事においてAクラス・Bクラスという業者が指名業者に入っておるわけですが、入らなかったAなりBの業者について、年間の業務内容も非常にいいというお話を私も伺っております。その辺で、塚本工務店のA、豊田工務店のB、田畑建設のB、塚越土建のB、こういった方が市内の指名業者に入っていて、一方、塚本建設・多野建設・関口建設・多野産業、中にはAクラスもありますし、当然、総合評点のBクラスでも指名された業者よりもいい点数の業者が、なぜ入らないのか.....、

（議員より「誘導じゃないか、それは。」と発言あり）

その辺の考え方というのですか、それをちょっと.....、

（議員より「越権行為だよ、そういうことを言うのは。」と発言あり）

お聞かせ願いたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

（議員より「指名なんていうのは、うんとあるんだからさ。」

ほかが入っているということだってあるだろう、それは。」  
と発言あり)

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答え申し上げます。

なぜ藤岡市のAクラス・Bクラスが指名に入らなかったかというご質問でございますが、入札者の指名につきましては、工事成績・技術者の状況・技術的適性・手持ち工事の状況・経営状況など、いろいろな側面から留意して決めていきます。ですから、なぜほかの会社が入らなかったかというご質問に対しましては、お答えできるものはございません。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 今、市長のご答弁をいただきましたので、公平な、公正な指名がされたというふうにお見受けいたします。

しかし、いろいろな入札におかれましても、地元の業者育成ということに関しましても、また、地元の業者がするということが、市民法人税が当然、藤岡市に落ちるわけでございます。そういったことも踏まえ、そして、先ほどの市長発言の中にも税収が落ちているということがありました。これからは福祉にもお金がかかります。そのためにも、やはりいろいろな件におかれまして税収を増やしていくためにも、地域業者の育成にぜひ力を入れていただきたい。そして、できるだけ広い範囲からいろいろな指名、または入札等において組み込んでいただきたい。そして、市長の公平公正な方針が色濃く出るように、ぜひよろしくお願ひいたしまして質問といたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

3番（冬木一俊君） 議案第49号工事請負契約の締結について、藤岡市の埋蔵文化財収蔵庫新築建築工事の契約方法で、針谷議員同様、指名競争入札について、お伺ひいたします。

ただいま針谷議員に対する答弁を聞いておりましたが、今回、指名に入った業者の塚本工務店が1,027点、豊田工務店が832点、田畑建設が811点、塚越土建が766点、今回、残念ながら指名されなかった市内業者についてですが、塚本建設が959点、多野建設832点、関口廣建設809点、多野産業794点ということでございます。1回目の質問をさせていただきますが、今回の指名委員会のメンバー構成を本会議場で役職・氏名等をぜひ教えていただきたいと思ひます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） お答え申し上げます。

委員長は助役、それから、事業担当部長として経済部長・都市建設部長・上下水道部長・企画部長、それから、私でございます。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3 番（冬木一俊君） 市長に答弁をお願いいたします。

市長は、広報ふじおかや議会で市民に対しまして、「公平公正、親切で、開かれた市政」というものを常々提唱しているわけであります。また、上毛新聞での誌上対談の中でも、新井市長の、「選挙をやったから、やらないからという感覚は私は持たない。私ならできる。」といった確信に満ちた記事を拝見させていただき、私も6月の一般質問で、本当に実行していただければすばらしい考えであると発言をさせていただきました。今現在、藤岡市で行われている公共工事についても全く同じで、公正公平で実施されなければいけないと私は思いますし、新井市長の市政執行姿勢を心配している多くの市民の方もおります。先ほどの針谷議員への執行部の答弁の中にありましたが、総評点をすべて聞かせていただきました。ちょっとそこで聞きたいのですが、指名委員会からの指名人決定伺いを決裁する最高責任者として、総評点について一番上の業者と一番下の業者が指名に入って、2番手以降の業者では入る業者、入らない業者ができたのはなぜか。また、これは偏った指名だとは思わなかったのか、お聞かせ願います。また、公平な指名なのか、お伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答え申し上げます。

公正公平な市政を担当したいということで、前々からいろいろなところで申し上げております。そして、それにつきましては、今も揺るぎない自分の気持ちとして持っております。

この入札の工事請負業者選定におきまして、ランクの一番上と一番下が入って、あとは入ったり入らなかったりしているというご質問でございますが、そこについて特段の意図的なものはございません。安く、いいものが建築される、これが行政としての一番の目的とするところだと信じておりますので、そういった観点で選定していただいていると思っております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3 番（冬木一俊君） 市長にお伺いします。

ただいま、偏った指名だとは思わない、公平な指名だったという答弁をいただきました。

先ほど来、執行部の方では平均完工高というものは非公開という答弁を針谷議員にいたしました。そこでお聞きしますが、今回、2億5,000万円を超える大型の建築工事の締結についてということでお尋ねいたしますが、インターネット上で私がだれでも知り得る情報として調べたところでは、公共・民間を含めた、いわゆる建築一式、直近2年間の年間平均完工高が、今回の落札価格2億5,100万円にほど遠い業者が、残念ながら今回指名された市内業者に2社もあるのです。具体的に言いますと、田畑建設の年間平均完工高が8,600万円、塚越土建1億200万円。先ほどの針谷議員への答弁の中に指名業者選定理由というものがありました。その理由の中に、「過去における同規模・同工事の内容実績を考慮して選定した。」ということがございましたが、過去とは今から何年前までのことなのか、また、この2社の過去における同規模・同工事の根拠となる実績をお聞かせ願いたいと思います。それと、ないとしたら市民に対して説明責任があると私は思うのですよ。どのような説明をするのか、明確なご答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） お答えいたします。

手元に資料を持ち合わせておりませんので、調査をいたしまして回答させていただきます。よろしいでしょうか。

（「休憩」の声あり）

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時3分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 不慣れなもので申しわけございません。過去の実績ということで冬木議員からご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

田畑建設につきましては、平成9年、2億4,600万円、これは群馬三菱ふそう自動車（株）高崎支店の新築工事でございます。その他、過去におきまして学校施設等の建築もございます。また、塚越土建につきましては、大分さかのぼる結果になりますけれども、平成3年、1億3,200万円、藤岡市農協の建築工事をいたしております。以上が過去における実績であります。

近年の建築工事を取り巻く環境、また、受注機会に恵まれない等のこともあり、こうし

たことから過去における実績につきましては、この直近のみならず、ある程度の期間を見て総合的に施工能力等を見る必要があると思います。また、完工高は審査基準の判断材料の一部でありまして、経営事項審査の評点によりランクを位置づける方法をとる限り、完工高のみで判断することは適切でないと考えております。このことは工事入札参加登録制度によるランクによる発注をとる限り、総合的な観点から選定することが指名の平準化につながるものと考えております。

以上でございます。

(「休憩」の声あり)

議長 (塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 分休憩